

整理番号	20-10	事務事業名	児童手当支給事業		作成部署	保健福祉部児童家庭課	電話	内線789
事務区分	自治事務	法定受託事務	部長職名	上村弘志	課長職名	八町史郎	作成日	平成17年6月
事務事業開始年度	S46	根拠法令等	児童手当法					
〃 終了予定年度								
事務事業開始のきっかけ(導入当初の目的等)	児童を養育している保護者に児童手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資する。							

1 計画(プラン)

上位施策との関連(総合計画での位置付け)	章	安全で安心できるまち	(第1章)
	節	児童福祉	(第3節)
	施策	子育て支援の充実	(第1施策)
目的(ここから成果指標を導きます)	対象(誰、又は何を)	一定の所得制限以下の小学校第3学年終了前児童を養育している保護者	
	意図(何をねらっているのか、対象をどのような状態にしたいのか)	児童を養育している保護者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定を促すとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資する	
手段(ここから活動指標を導きます)	市が行った(行う)事務事業の具体的な実施内容(団体補助等の場合はその補助金による団体の活動内容を記載)	16年度まで	市民への手当制度の周知広報を図り、受給資格が生じた保護者からの「認定請求」や「額改定認定請求」の申請受付、審査認定の決定と手当年3回(2月6月10月4ヶ月分)支給 支給月額 小学校大3学年終了までの 第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子以降 10,000円
		17年度	同上

2 実施(ドウ)

【事業費の推移】

(単位:千円)

区 分		15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)	18年度(予定)
直接事業費	国支出金	128,568	174,983	177,748	185,132
	道支出金	20,516	32,722	33,436	35,714
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	18,400	37,698	35,206	37,677
	合計	167,484	245,403	246,390	258,523
人件費(概算)	人数(年間)	1.00	1.00	1.00	1.00
	1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	= ×	9,000	9,000	9,000	9,000
総事業費 +		176,484	254,403	255,390	267,523

【事務事業を評価する指標(ものさし)】

指 標	指 標(算式)	指 標 値			
		15年度	16年度	17年度(目標)	18年度(目標)
活動指標 (事務事業の活動量や実績)	新規認定処理件数(年間)(件)	561	1,327	1,337	1,402
成果指標 (目的の達成度を測るものさし)	受給者数(2月期)(世帯)	1,964	2,633	2,653	2,782
	受給対象児童数(人)	2,435	4,046	4,077	4,276
	(年間総月数/12月)				
効率指標 (主要活動単位当たりコスト)	受給者1人当たりコスト(円)	89,859	96,621	96,265	96,162
	(総事業費÷受給者数)				

### 3 評価(チェック)と改善(アクション)

事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測・他市町村の動向等 国の少子化対策・子育て支援対策としてH12年度H13年度H16年度と所得制限や対象児童の拡大を行ってきたが、少子化はさらに進行していることから国の少子対策拡充の方向性は変わらないものと見込まれ、今後も継続した事業であると予想される。

#### 【妥当性の評価と改善の方法等】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
行政関与の妥当性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	法律(児童手当法)の規定により民間(市民・企業)等には該当しない事業	
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	法に基づく制度のため、市の判断にはなじまないが、少子化対策として子育て家庭の直接的な経済的支援として、有効であり市民ニーズは高い。	
手段の妥当性 【現在の手段は適切ですか。もっと効率的で有効な手法はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	受給手続き・支給金額に関して全て法律に規定された事業。	
受益者負担の妥当性 【受益者負担の適正化の余地はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入) 該当しない	給付事業であるため受益者負担に該当しない(所得制限あり)	

#### 【有効性と効率性の評価と改善の方法】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
有効性の評価 【意図した成果は上がっていますか】	十分成果が上がっている 概ね成果が上がっている あまり成果が上がっていない 成果が上がっていない	手当の支給により、子育て家庭の一定程度の経済的負担の軽減が図られている。	
効率性の評価 【手法は効率的ですか。コスト削減の方法はありませんか】	十分効率的 概ね効率的 やや非効率 かなり非効率	申請手続きに関して事務処理の効率化を図っているが、出生届時の請求忘れや制度を知らなかったケース等発生しており、関係課窓口との連携や市民周知の工夫が必要	市民周知のため広報誌の活用や出生転入転出異動届時も確認等関係課との連携を確実にする

#### 【事務事業担当部局内優先度】

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A B C

### 4 総合判定と今後の方向性

【1次評価】	判定	今後の方向性や改善方法など
事務事業担当部局の総合判定 【上記3の評価と改善を踏まえ、今後の方向性についての総合判定と改善方法を記入】	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	今後とも国の児童手当支給制度に基づき対応していく。認定請求漏れの予防対策として、住所の異動に伴う諸手続きに対応する窓口の統合等、効率的な体制も検討しながら、市民への広報活動の実施と関係課の協力体制を徹底しサービスの向上を図っていく。
【2次評価】	判定	今後の方向性等
行財政構造改革推進本部の総合判定	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	1次評価のとおり